

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年3月24日

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課 課長 山本 貴彦
	助成金事務センター室長 西尾 賢三 助成金事務センター室長補佐 木内 賢治
	電話 03-5909-3122

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について

東京労働局（局長 辻田 博）は、今般、下記事業所について、当該助成金を不正に受給したことを確認しましたので、公表します。

事業主	名称	株式会社アズトモモ
	代表者氏名	代表取締役 上條 杏子
事業所	名称	株式会社アズトモモ
	所在地	東京都北区赤羽西1-16-9
	事業の概要	飲食業
不正受給の概要	助成金名	① 雇用調整助成金 ② 緊急雇用安定助成金
	金額 (返還状況)	① 雇用調整助成金 448,000円（全額返還済み） ② 緊急雇用安定助成金 9,787,080円（全額返還済み）
	支給決定等 取消年月日	令和5年2月22日
	内容	① 実際には対象労働者が就労した日について、休業して休業手当を支給したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。 ② 雇用していないにもかかわらず、雇用したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。